

志木市議会議員一般選挙における 当選の効力に関する異議申出に対する決定について

令和6年4月14日執行の志木市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定しました。

1 申出の趣旨

令和6年4月14日執行の志木市議会議員一般選挙における当選人である、古谷孝氏の当選は無効とするとの決定を求める。

2 決定の内容

本件異議申出を棄却する。

3 決定年月日

令和6年6月3日

4 その他

この決定に不服があるときは、決定書の交付を受けた日または公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。

記者発表資料

令和6年6月3日

志木市選挙管理委員会事務局

担当者／中原（次長）

電話番号／048-473-1904

志 木 市

決 定 書

異議申出人

志木市 [REDACTED]
岩下 隆
志木市 [REDACTED]
上野 剛彦
志木市 [REDACTED]
清水 和之
志木市 [REDACTED]
高橋 健一郎
志木市 [REDACTED]
榎本 秀夫
志木市 [REDACTED]
榎本 康治
志木市 [REDACTED]
小林 八郎
志木市 [REDACTED]
富永 裕治
志木市 [REDACTED]
近藤 明
志木市 [REDACTED]
三枝 晃男
志木市 [REDACTED]
村田 敬吾

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和6年4月26日付けで提起された令和6年4月14日執行の志木市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、志木市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由

1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人古谷孝(以下「当選人」という。)の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

2 本件異議申出の理由

当選人が志木市議会議員であった令和2年4月から令和6年3月までの4年間、市議会定例会の開催される月以外で、当選人の居住地である志木市本町5丁目周辺の「アロハ商店街」内外で当選人を見かけたことがない。

その他、当選人の普段の生活状況から見ても、住民票の住所に居住実体が無いことは明らかである。

よって、当選人は、本選挙における被選挙人としての資格を欠いており、本選挙における当選は無効である。

決定の理由

当委員会は、申出人から提起された本件異議申出が形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件異議申出の審理方法は、書面審理主義、職権審理主義が採られている。

このため、当委員会は申出人及び当選人に対し、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第33条に基づき、証拠書類等の提出を求めた。

また、申出人に対し、法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第36条の規定により、職権で本件異議申出理由の内容について質問したうえで、回答を求めた。

上記以外に、本件異議申出の審査に必要なため、法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第33条の規定により、志木市長に対して職権で当選人の住民票の提出を求めるとともに、当選人は視覚に障害があることから、志木市福祉事務所長に対して職権で当選人の障害福祉サービスの利用状況について物件の提出を求め、慎重に審理した。

なお、申出人に対して法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第31条による口頭意見陳述、及び同法第35条による検証の意

向を確認したが、希望しない旨の回答があった。

1 住所認定の解釈

本件異議申出は、当選人の住所に関し提起されたものである。

そのため、当委員会は当選人が本件選挙の被選挙権の要件すなわち法第10条第1項第5号に規定する被選挙権の要件である法第9条第2項に規定する「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当していたか否かを論点として調査することとした。

「引き続き三箇月以上」の期間計算については、本件選挙の選挙期日を基準として算定される。

なお「三箇月」の期間計算については民法による。

「住所」とは、民法（明治29年法律第89号）第22条に規定する「生活の本拠」とされる。

判例では、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」べきであり（昭和35年3月22日最高裁判決）、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決す」べきもの（平成9年8月25日最高裁判決）とされる。

また、人が特定の場所に生活の本拠たる実体を具備していると客観的に判断するためには、当該場所に住民票を登録しているのみならず、当該場所で現に起臥していることが客観的に認められることが必要であり、日常生活を営むために必要な行為を行っていることが電気、ガス及び水道の使用状況に関する客観証拠により確認できることが必要である。

2 当委員会が認定した事実

当委員会は、当選人から提出された証拠書類及び職権により徴取した物件から、以下の事実を確認した。

(1) 住民基本台帳法上等の届出状況

当選人は、令和元年12月16日に東京都豊島区から志木市に単身で転入し、以降住所の異動はなく現在に至るまで継続して現住所を住民基本台帳上の住所としている。

(2) 現住所地の状況

現住所は、5階建集合住宅の3階、間取りは1Kで、入居者は1名となっている。

賃貸借契約書における契約者は当選人であり、現住所の建物を賃貸借する契約を令和5年8月9日に更新している。

また、契約期間は令和5年10月1日から令和7年9月30日までの2年間となっている。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

当選人の現住所地における電気、ガス及び水道の使用状況は、アからウまでの表のとおりである。

なお、提出された領収書等の名義は当選人となっている。

ア 電気使用状況

電気使用状況	使用量	金額
12月15日～1月16日	382kwh	11,258円
1月17日～2月14日	318kwh	9,229円
2月15日～3月14日	294kwh	8,536円
3月15日～4月15日	226kwh	6,606円

イ ガス使用状況

ガス使用状況	使用量	金額
2月分	18 m ³	4,022円
3月分	16 m ³	3,731円
4月分	14 m ³	3,402円
5月分	14 m ³	3,422円

ウ 水道使用状況

水道使用状況	使用量	金額
1月10日～3月5日	15 m ³	4,399円
3月6日～5月9日	17 m ³	4,760円

(4) 障害福祉サービスの利用状況

当選人の本市における障害福祉サービスの利用状況は次の表のとおりである。

	1月	2月	3月	4月
同行援護	9件	7件	9件	5件
居宅介護	2件	2件	0件	1件

3 当委員会の判断

本件選挙における被選挙権の要件のうち、当選人が本件選挙の期日（令和6年4月14日）までの間、引き続き3か月以上志木市の区域内に住所を有していたかについて判断する。

電気、ガス及び水道の使用状況は前掲のとおりであり、総務省統計局の2023年家計調査における単身世帯の電気、ガス及び上下水道の支出額は、電気については、1か月あたり6,726円、ガスについては3,359円で、また上下水道については、2か月あたり4,479円となっており、これらと照合しても平均的な使用状況が確認できる。

加えて、視覚障害のある方が、社会生活や地域生活を送るうえで必要となる障害福祉サービスの利用状況については、外出時の移動の際に付き添い、必要な情報提供などを支援する同行援護や掃除や洗濯などの家事を援助し、自宅での日常生活を支援する居宅介護についても定期的な利用を確認し、現住所地で当選人が生活していたことがうかがえる。

4 申出人の主張についての判断

(1) 本件異議申出の理由について判断する。

今回の当選の効力に関する異議申出は、当選人が本件選挙の期日までの間、引き続き3か月以上志木市の区域内に住所を有していたかについて判断するものであり、異議申出の理由中、(2)の①において、令和2年4月から令和6年3月までの4年間、当選人居住地周辺の「しきアロハ商店会」内外で当選人を見かけたことがないと主張は、本件選挙の当選の効力に関する異議申出の理由としては、失当である。

(2)の②については、申出人の申立てにより削除

(2)の③、普段の生活状況から見ても、住民票の住所に居住実体が無いことは明らかであるとの主張については、当選人の現住所地における居住を否定するに足る事情が見当たらず、採用することは

できない。

- (2) 異議申出の審理のために提出された回答書中、「当選人の志木市の住所と居住実体がないという理由」について判断する。

当選人の住居は1Kで3人家族では狭いと主張については、前掲のように、当選人は単身世帯で、賃貸借契約書上も入居者は1名となっている。

近隣住民への聞き取りにより居住している様子がないとの主張については、近隣住民との交流は一つの判断要素となり得るが、その点のみをもって現住所で生活していなかったとまではいえない。

- (3) 回答書において確認が求められた点について判断する。

アのデマンド交通の利用記録については、証拠書類により定期的な利用が確認できた。

イの交通系ICカードの履歴については、証拠書類として提出されたICカード残額ご利用明細により確認した。

ウの法人の交通費に関する帳簿の写しについては、当選人の居住実体を否定するものとはなり得ないため採用できない。

エの医療機関の記録については、医療機関は専門性が高く、志木市の医療機関を利用する蓋然性が低いため採用できない。

オの理美容院の利用状況については、証拠書類により市内の理容院の利用が確認できた。

カの日常の食事状況については、証拠書類により市内店舗での飲食等が確認できた。

その他、申出人が異議申出書等に記載している事柄については、いずれも当選人の居住実態がないことを直接証明するものではない。よって申出人の主張は採用できない。

- (4) 小括

以上のとおり、当選人について、志木市に住民票上の住所を有し、現住所で、電気、ガス及び水道を使用し、志木市内の店舗で飲食を行い、頻繁に食料品等を購入している事実が客観的に認められる。他方、申出人の主張はこれらを覆すに足るものとは言えず、当選人の現住所における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。したがって、当選人は志木市に居住実態がないとはいえない。

5 結論

以上のことから、本件選挙における当選人の当選は無効とするとの決定を求める本件異議申出には理由が認められず、法第216条第1

項の規定により準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和6年6月3日

志木市選挙管理委員会
委員長 廣島直子



教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。